

徳島県収用委員会告示第二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十一月一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島市
- 二 事業の種類 徳島東部都市計画道路事業三・四・三二号住吉万代園瀬橋線
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県徳島市南昭和町四丁目

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		公簿	実測	
十六番一	宅地	四一六・ 平方メートル	四一八・五七 平方メートル	三二六・八 平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

共有持分千分の七百五十五

椎野 誠一 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

共有持分千分の百五

椎野 悦子 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

共有持分千分の百五

細川 育子 徳島県徳島市南昭和町四丁目十六番地の一

共有持分千分の三十五

椎野 真一郎 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地使用借権

椎野 誠一 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月二十四日